

ハクビシンなどの小動物による被害 にお困りの方へ

野生動物による被害は、山間部の田畑だけでなく市街地でも確認されており、本市においても出没、被害の件数が増えています。

被害が発生すると、対策として「捕獲」と考えてしまいがちですが、先に被害の原因を取り除き、侵入防止の対策を行うことが重要です。

野生動物の捕獲について

- 野生動物を許可なく捕獲することは、**原則として禁止**されています。
- まずは次の対策①②についてご検討をお願いします。それでも被害を防止することができない場合、③の捕獲をご検討ください。
- 捕獲の許可については、下記問合せ先までご連絡ください。
- ただし、次の㊦㊧の場合は許可を得ずに捕獲することが認められています。
 - ㊦狩猟制度による捕獲する場合
※狩猟期間中に、銃器やわな等を使用して狩猟可能区域で捕獲を行うこと。
捕獲の許可は不要ですが、狩猟免許が必要です。
 - ㊧狩猟期間内に、柵等に囲まれた住宅敷地内において狩猟鳥獣を小型箱罠、手捕り又はつき網で捕獲する場合

対策① 寄せ付けない

- 隠れ家となるヤブの刈払い → 見通しが良くなると警戒します
- 不要な野菜くずなどの処分、庭木の果樹の摘み取り
→ 人間には不要なものがエサになります

対策② 侵入防止

- 防除柵（電気柵など）の設置 → 防除柵資材購入の補助金制度があります
- 侵入箇所の点検、修理 → 家屋の被害は専門業者にご相談ください

対策③ 捕獲

- 小型箱罠による捕獲 → 事前に市役所で捕獲許可手続きが必要です
- ※捕獲された場合は、**原則として許可申請者の方に止め刺し（致死させること）と死骸の処分をしていただきます。**

【問い合わせ先】

那須塩原市 ネイチャーポジティブ課 自然共生係 ☎0287-74-2602

小型箱罾による捕獲の注意点

○小型箱罾の取扱い

- ・市から捕獲許可を受けて捕獲する場合、無料で小型箱罾(以下「箱罾」。)1基を貸し出すことができます(箱罾の見回り、エサの準備は捕獲をする方の負担となります。箱罾の数には限りがあり、貸し出せない場合がありますので、あらかじめご了承ください。)
- ・ご自身で所有している箱罾を使用して捕獲する場合も事前に捕獲許可が必要になります。

○設置場所

- ・捕獲許可を受けている場所に設置してください。
- ・被害の場所、動物の出没状況等により箱罾の適切な設置位置は変わります。被害が発生している場所、動物の隠れ家となる場所を確認し、動物が移動するルートに設置してみましょう。
- ・被害が続くが、捕獲できない場合は設置位置を変えてみましょう。

○エサ

- ・箱罾に対する警戒心を上回り、周辺にある食べ物(例:畑で栽培している野菜など)よりも魅力的なエサが有効です。
【例】 リンゴ、バナナ、トマト等(果物・野菜)、魚肉ソーセージ、スナック(コーン)菓子、から揚げ、揚げパン等の甘くて油の匂いの強いもの
- ・設置位置周辺の作物と同じものを入れてもあまり効果がありません。
(例:トウモロコシ畑の脇でエサとしてトウモロコシを使用)

○設置後の対応

- ・原則として1日1回の見回りを行ってください。
- ・捕獲になった場合、原則としてご自身で止め刺し(動物を致死させること)から処分まで行ってください。
- ・許可期間が終了した場合又は捕獲の必要がなくなった場合は、許可証の返納、捕獲の報告、箱罾の返却をしてください。

○その他

- ・箱罾の貸出し期間は最大60日間です。被害が続く、対策として引き続き捕獲が必要な場合は、再度捕獲許可申請をすることができます。また、貸出し用の箱罾に空きがある場合は、許可証の交付と併せて再度貸し出すことができます。
- ・狩猟期間内に限り、一定の囲いに囲まれた住宅敷地内の場合は、許可を受けずに狩猟鳥獣を捕獲することができます。